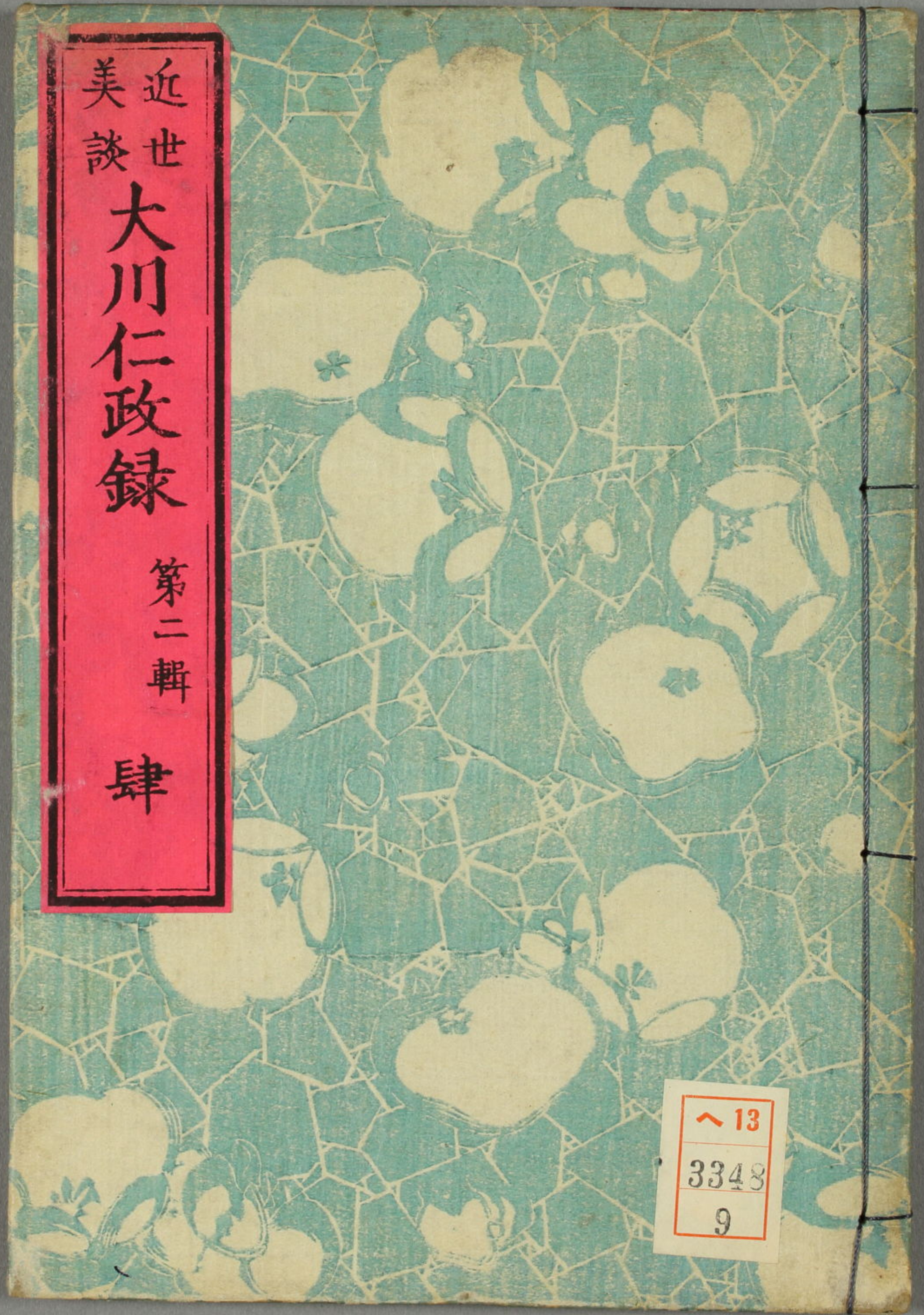




近世
美談
大川仁政錄
第二輯
肆



~ 13
3348
9



門へは
3348
9

近世美談 大川仁政録第二輯卷之四



松亭主人編次

大正十年八月廿九日
本大學出版部贈

第十一回

主税拜領小鍛冶刀
五郎兵衛帶刀改名

梅檀びんごん二兼ふたかねホシほし芳よし一いち蛇へび一いち寸すんホほ一いち其氣そのきを頭かしらままととままれれ松枝屋五郎
兵衛べいゑい向後きょうご軀く近ちか衆しゆホほ御執ごしやく立た有あホほままつつてて松枝しょうし帶おび刀やいばと改名なまえをかへああつつてて帛紗びくさ小袖こそでホほ
麻あし上かみ下した着き用もちああつつてて御前ごぜんの未席みせきホほ相あつつままけけりり時刻じこく至いた来きホほままつつてて當日あつちの職しやく更か
の郷厚ごうこうホほよよつつてて五郎兵衛ごろうべいゑい息いき弥や市松いちじゆ枝え主税しゆぜいと改名なまえをかへああつつてて當あつち十三じゆ歲さい大躰おほしんホほ
色いろ白しろく眼まなこののそそろろよりより鼻はな柱はしらととりり唇くちびる丹に花はなのの如ごとくごと愛敬あいけいににびびびびびび如ごとくごと威い丈ぢやう高たかくく
の入品いりひんああつつてて紫羽むらさきう二重ふたへの振袖ふりそで白無垢しろむくの下した着き花田はなでん色いろの長なが上かみ下した着き用もち毋綱むづな女をんな

大川仁政録第二輯卷之四

といひ五郎兵衛が妻めて當年三十七八歳をりめて色白く丸真顔にて同く
 愛敬ふ奥州伊達家藩中の娘の賤しむ襦袢もとやふ御前へいで
 えりふ引下り平伏目見へを成ふける拜謁御盃を下され式禮おろし主税
 振袖を袴ふも肩衣を刎退けたるをも懸け木刀をさへ入て廣間の真
 中不卒對入し候居る管中おわいて武術師範家安藤市郎右衛門
 息繁之助當十四歳上下帛紗小袖立流ふらりて管領おらひ歴候へ式禮
 こつて身丈度調のひ紅梅色の綿袴まじりて庭に下式礼あつて木刀たつて双
 方呼吸を考ふあつて主税一歳幼といども勇こ不畏喉といふ懸聲ととも
 立上ると見へしが唯合めて繁之助が木刀刎飛され真傍向ふ仆れり弟二
 番おひ合し師範家の二男青山幾太郎當全十六歳身のそり又凛然と木刀

とつて出で双方目礼と共喉といふ聲の下幾太郎真向撃てうると見えし
 主税身を透りて幾太郎空しく畳をうら主税電光の如くお背をうらけを
 幾太郎蛙の匍匐さう如く打負り次ふ内藤半治郎當年十八歳修煉の覚へ
 われバ一入りの勢ひつて微塵と打てうら主税即座お身をうら二三合うら
 合ふと見えし松枝飛揚つて半治郎が右の肩先を打打れて覚へ片膝とみ
 俯向所を主税お撃居りて引退くふ未追々お出るといども悉く撃まひて
 引退くまふ當年廿二歳まで究竟の大漢清水且と名衆出て一刀流鍛煉の
 聞へ有を以て渠奴何程の更わらん唯一刀お打居くれんと勢ひ合んで一控お打
 懸りけり主税絶ふ十三歳殆うも大樹お蝶の戯れりが如く列座の各々這般へ
 危ふ主税買ると肩射いり見物ある勿論五郎兵衛夫婦へ見るふ危く

勝負いふと眼を居て見物に主税幼しといども中々漂く気色なくまけり
 劣りと双方中々あひ撃合ける更十三合及んで互が咲と撃込む木刀の
 下を潜つて主税さとの働さ豆の右の筋骨を打付は付たて互はかりん
 俯臥小止むける所を透さん主税の肩先を打て完ふとりつて引退く斯
 の如く小追々立寄り入り立合ひける何れも眉色を顔より引退く時刻
 傾きてゆ申の下刻るれ限りるべしと指揮ありて双方座を退き衣体
 をうつらふて御前小伺候とれば管領も下り列候の各位賞美ありて成氏
 卿御盃を賜り幼といふとも適をれの修煉感心ふかき所より松枝帯刀が
 願ひの通り千摩由等三士等との立合ひの儀管領安心をのりて主税小命ぞ
 れ成氏卿御直小御詞ありて扱々其方の末ぞ志学未満小して適りれの修煉
 ナニサトナニサト

感心小及ぶ所より你業物の刀所持まくりあるやと問せられけしを主税敬んで
 愚父帯刀兼て調の久吳一刀を所持仕りまくりあり侍へると申上ければ管領
 諾うせよと言へ你早年のりの三士との勝負刀鈍くては如何吊が差替の一刀
 を今日の褒美として遣は明日眼覚く修煉を見ればと上意ありて三條
 小鍛治り鍛ふる二尺三寸の御刀を下されしを主税は是をいひて覚へた
 志すもして有るく頂戴小及びける松枝氏夫婦低頭平身ありて御礼を申上
 奉る満座の列候やと諸士もさく祝し賞せられける管領月番の評定衆佐々
 木近江守信久へ場所明日の設けやと内々上覧あるその指令嚴重小保護
 の儀を命せられけし兼伏ありて即ち少令尹大川候へ其趣ををわく
 足下當役の儀るれば万緒怠慢は有べしといども其人品骨法をあら

行馬の中へ入置無法の所為ありて吃と制せらるべしと有ければ大川氏領掌ありて退席お及びおける

第十二回 主税而單騎討三士 帯刀父子列駝近般

威重うとされれば民従がらに深々されれば民恨せられれば四海靜謐武威赫々る星月夜の鎌倉関十州の管領より足利従四位上左兵衛督兼相模國の太守源成氏朝臣頃へ永享の末とれは將お一陽未復とてこの時候罪究まらて切とてお行つてこの所格別の憐愍をりつて千摩田等の三士松枝帯刀が子主税との真劔勝負を管領成氏朝臣の上覧ありとて兼て設けられは棧敷お紫縮緬の五七桐ニツ引龍の定紋とらえざる幕巍然と張廻り左右後と

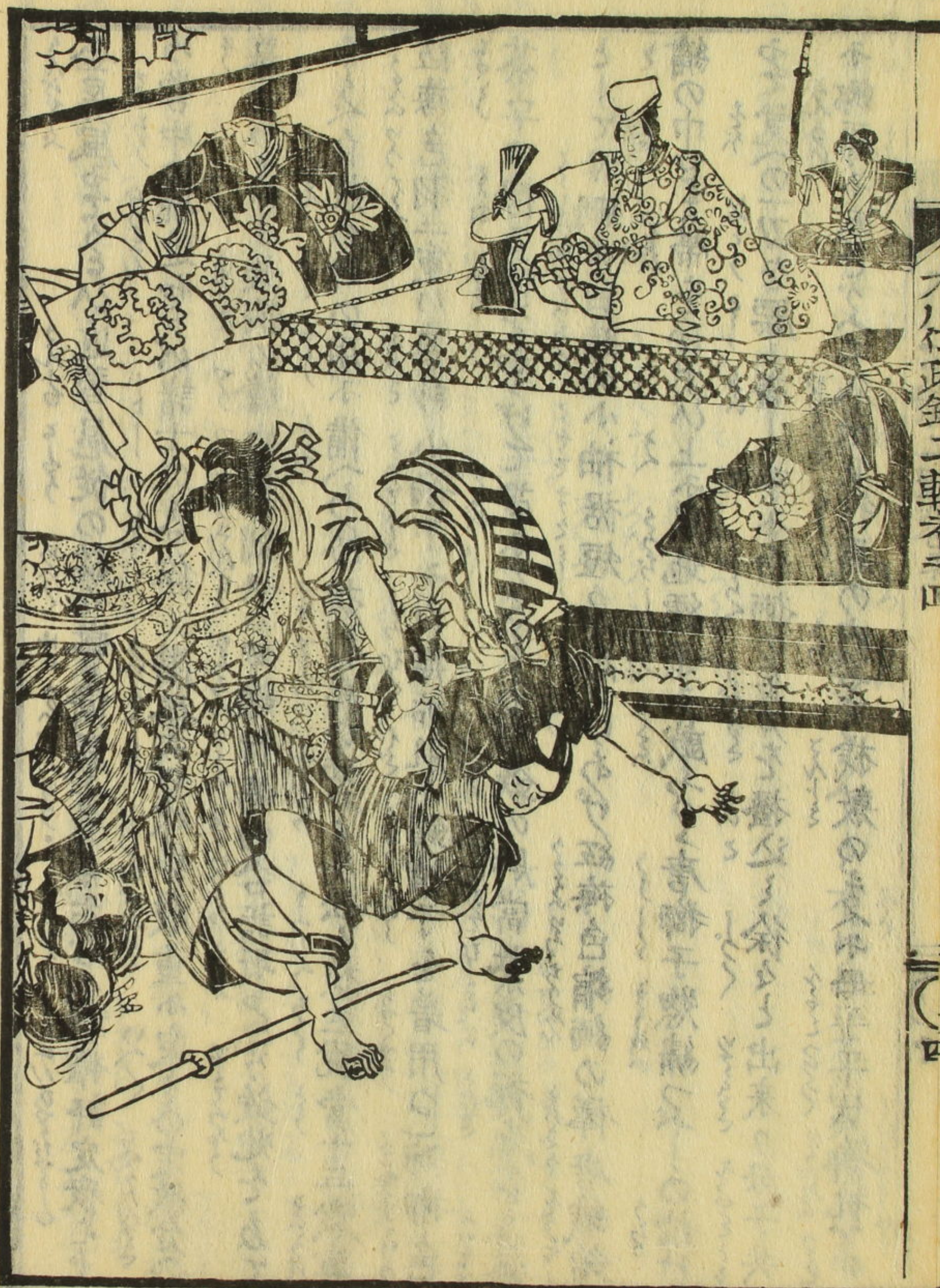
金屏風おてうとひ近習扈従の銘々警衛嚴重なる左右お執權評定役とてお営中の駝近やうび諸士の各位 階拾式の次第嚴重お家々の定紋舟の幕うちまへし長柄の鎗突棒刺扱ハ勿論行馬西口より松々枝主税當十三歳薄るる自然の時の用お備へらば扱行馬の西口より松々枝主税當十三歳薄紅梅色羽二重の帛紗小袖下お白無垢肌お鎖帷子を着用は艸柳色茶宇の袴の裾をかぎて帯おをさそりわけ鉄の脚當紫皮の袴をさし介添として母綱女白綾の小袖裾短くおかけあげ紅梅色縮緬の袴唐織錦繡の中にお帯をひすお上お黒地縹子お戯るる唐獅子惣繡ぶりの襦袢おて覚への二刀を腰お帯し手お白柄の長刀を搔込と徐々と出来り母子共お卿辱おあこがれて入来り行馬の内お棧敷のまへお母子平伏御礼と申



成氏公の御前
 松ヶ枝主祝
 諸士の子息等
 と銀術と競る圖

二女録二冊卷之四

五



九仁路金二冊卷之四

五

上上て東向東向小座小座す東口東口より千摩田堂左門千摩田堂左門生年生年三十三歳三十三歳牛田幸崎等牛田幸崎等三士三士とも
 小各位小各位袴御免袴御免して裾裾たくわげ揚揚げて繩繩の禰禰めて二刀二刀を帯帯一一程卒程卒横田善
 五郎五郎子子従従うて行馬行馬の中中へ這入這入て三士三士とも小小我敷我敷并并小小檢使檢使大川候大川候小小應接
 ありて西向西向小座小座に主税主税の側側へ細井善四郎細井善四郎御命御命ありて附添附添ふ横田の西
 入入の内命内命ありて大川候大川候小小あつても出出されされ大力者大力者又又自然自然の時時のありとく
 場場母左略母左略の後後を命命ずる南側南側小大川越前守大川越前守教光候教光候上下上下小袖小袖めて末
 小小あつて檢使檢使を勢勢められ下役下役嶋田外記嶋田外記左門左門圓座圓座の上上小小同候同候松ヶ枝
 帯刀帯刀同斷同斷上下上下兩兩刃刃めて今今どく圓座圓座の上上小居小居て伺候伺候小及小及ぶ小及ぶ小及双方双方とも小
 勝負勝負の刻限刻限小成成ければ支度支度小初初ぶ千摩田等の三士三士へへ生醬生醬噌噌小鹽小鹽を添添え
 られ湯漬湯漬を賜賜る主税主税母子母子へへ香物香物を添添へて湯漬湯漬を賜賜る双方双方有有がじと

一一札札をのべて食食いゆる管領家管領家より月番評定衆月番評定衆へ指令指令ありて時刻
 可可ろろと大川候大川候へ命命せらる越州候越州候より外記外記左門左門をりて細川横田の
 西人西人へ御指令御指令の砌砌り横田善五郎横田善五郎三人三人の者者小對對して曰曰く三人三人とも能能く兼
 まり兼伏伏ありて松枝主税松枝主税撃撃そんで你等你等三人三人とも在命在命ありて直直小長
 吏頭吏頭勘左門勘左門の刀刀をりて頸頸を伐伐り落落さるべし幼年幼年ありといへども主税
 へ武士武士ろり你你ホ法ホ法小小がれ比怯比怯未煉未煉の所所為為ありて彼彼が手手小小櫛櫛りて
 潔潔よく寂期寂期を遂遂ぐべく者者ろり必必らば心得心得ちがひ有有ありて直直小勘左門
 へ斬罪斬罪を仰仰せ附附らうとと言言聞聞くそんば三人三人とも小違背小違背ありて兼伏兼伏小及
 びけるまゝ西西の方方めてと母綱女母綱女の主税主税を喻喻して曰曰く你父你父の教授教授を受受る
 と雖雖も建武建武の昔昔楠正行楠正行十三歳十三歳めて父正成父正成小遺命遺命を蒙蒙り別別是是明年明年十四

歳の劬り後醍醐天皇の敵不捕れまじくを盗み出し奉り吉野の皇
 居へ迂り森らせ父正成兵衛正成の忠義をうけつぎ天下の美名を揚げ
 られり你も母の助刀後楯をたのみふるし必らば臆する更勿き美名
 を国家に裏せよと教訓ありければ心得侍べり必らば意を勞し
 うげと勇と進んで踊り出ていざ衆ふと聲をうけ彼拜領の三條小銀治
 が刀をぬいて千摩田目掛けて撃てくる心得たりとい聲と共に千摩田堂
 左門刀をぬいて鞘を切てて伐てうて上段下段と進み小白眼あつて伐
 結ぶ辛崎牛田の両士に此始終を見る小身ぶらひおのゝて足定うるは
 堂左門いやと聲うけて主税を真向梨 割らち込ひ尖を除すうて
 千摩田が左の肩先を三四寸むり伐込ら堂左門残念と弱めたりうて

うる腕の弱りを見込んで置とけりて右の腕を伐おとすととてこれ千摩
 田の僮と仆せけるを衆うりて頸をおとれを見て牛田辛崎の両士に刀と捨
 て狼狽る所を主税飛うて牛田が腰を横らふ小打仆は辛崎も詮く
 うる刀を震て主税小打て掛るを主税の面仕うりと撥き小刀のり堂を
 打やち其時主税の今が寂期を觀念あれといふより疾く頭を伐おとし
 級をうて平伏小及ぶ管領を止め列座の諸侯重彦下々控卒ホハ勿論
 行馬の外おちて見物小及ぶ所の群衆の大勢一時小仕止まり仕り哉連
 ちれ賞答よとわひる聲の天地に裏さ替へらるも止ざりける是おちて管
 領諸侯の各位大さ小感心あつて直小御前へ召出させられ御盃を賜り
 けりぞ有るは父帯刀の前書の如く息主税も向後拾五人扶持を下され

直小御側小姓召遣りれりるど勇まきさ管領歸駕御供して主税父子ハ
御所へ妻綱女宅へ引取ける翌日早朝由井ヶ濱において千摩田が舎弟及び
三賊とも小梟木小首をささぐられりるど不敏なる各位台命の如く松枝帯刀
ハ即ち千摩田ヶ郷館を賜り修復不及びける

第十三回

時行假誘義峯
新田諸臣諫君

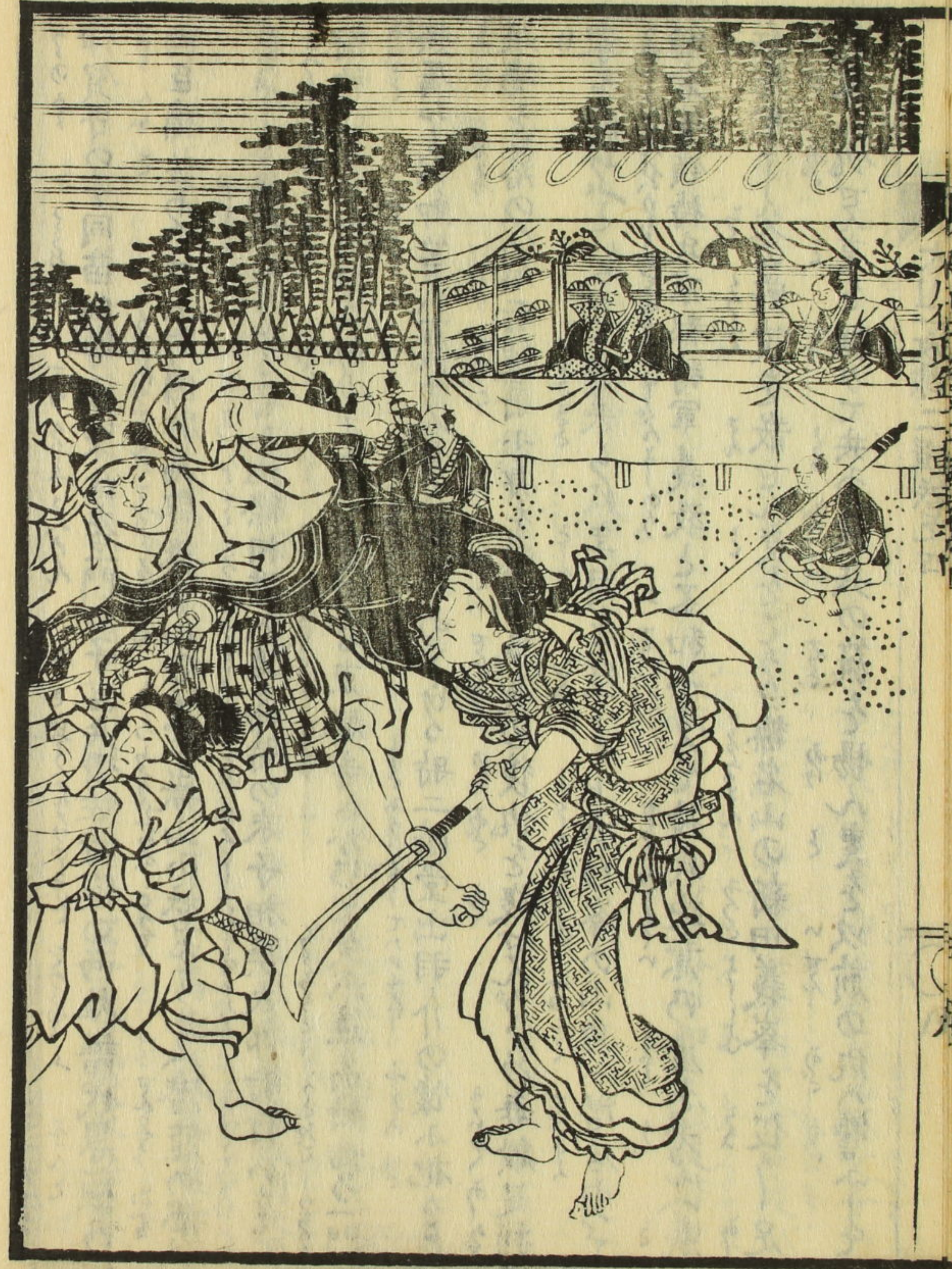
堯王の子小丹朱とり暗君あり本朝佐藤正清不廣忠とり愚子ありあくに
新田左中將義貞の末子小右馬佐義峯とり柔將あり新田義貞武藏国矢口
の渡ふ於て竹沢江戸両士のとめ小敷丸溺死の後舎弟右馬佐義峯性質
愚にして兵を用ひるの器なく国家を保つべきの才なく亡父義貞の家臣藤塚

伊賀守の子同苗印勢介栗生左門の子左兵衛佐行俊の兩雄譜代恩顧乃
西臣補佐あつて上野国群馬郡榛名山の後二嶽山小峯をうき潜龍の思ひ
をうして幽居ありける哥小北條相模入道高時の末子相模太郎時行いまご
襟袍の中不有ける砌り正慶二年鎌倉東勝寺において父入道高時始り一門
類属やび郎等八百八十人自刃戦死あてける時二階堂出羽介の懐小抱くは
此場を落のひ此所彼所小身を潜り成長の後仇を復せんがごとく毎般足利
家をねらぶとゞども時来らば年月を空しく上羽白峯の山奥小潜居あつて
鎌倉管領持氏京都將軍義教と不和ありて持氏逆意の虚を考ふ義
兵をおこし父の爵債を散せんをさうり榛名山の新田義峯を促し足
利家小仇せんを誅りて共小義兵の旗を揚んを以前の仇ハ誓ふして



主祝千摩田堂左門
等の三士と真劍の
勝負と寸圓

江戸文藝全集



江戸文藝全集

向後志を一致せんと使者をりつて促しけるをば二嶽不幽居ありける新田
 義峯の北條時行が使者の弁舌不欺うれ義峯有無の返答不極と夜不入て
 篠塚栗生をむら諸臣と呼で時行が使ひの趣をを閑談せられける大吏の
 評議うれ何とも耳を傾け口を禁んで座中の唯鎮魂の体みで見へける
 浩る丹不栗生左兵衛佐言けるゆりの忠諫でこれの良臣ふあは己不諸島
 亮が出師の表不曰く先帝業を創むる吏いさご半うづ中道まで崩殂し
 ろり今天下三分ふして益州罷敵でこれ誠不危急存亡の秋うら然うれ
 とも侍衛の臣内不怠らぬ忠志の士身を外不忘るゝ益一先帝の殊遇
 を追うて階下不報ひん吏を欲してなり誠不宜しく聖聽を聞さ張てりつて
 先帝の遺徳をてりつて志士の氣を恢弘ふと宜しく吏り不妄り不自ら非薄

不て諭と引を義を失ふてりつて忠諫の路を塞ぐべし宮中府中共不一体
 たり厥否を涉罪して宜しく異同るるべし万一切を作し科を犯しおまが忠
 善と為るものあは宜しく有司不付して其刑賞をろんど以て陛下平明の
 地を明ふふと宜しく宜しく偏私して内外をして法を異ふせしむるべし侍中侍
 郎郭攸之費禕董允等をば是る良実ふして志慮忠純なり是をりつて
 先帝多くび拔てりつて陛下不送る愚子以為るふ宮中の吏々大小とるる
 悉くふりつて是ををりつて然ふして後施し行ふべし必らば能く闕漏を
 補ふて廣く益けりゆらんを將軍向寵性行淑拘ふして軍事を曉暢
 たり昔日不試を用ひられり先帝これ称して能ありと曰り是をりつて衆議
 して寵をわけて督と為る愚子りつて為るふ宮中の吏々大小と無く

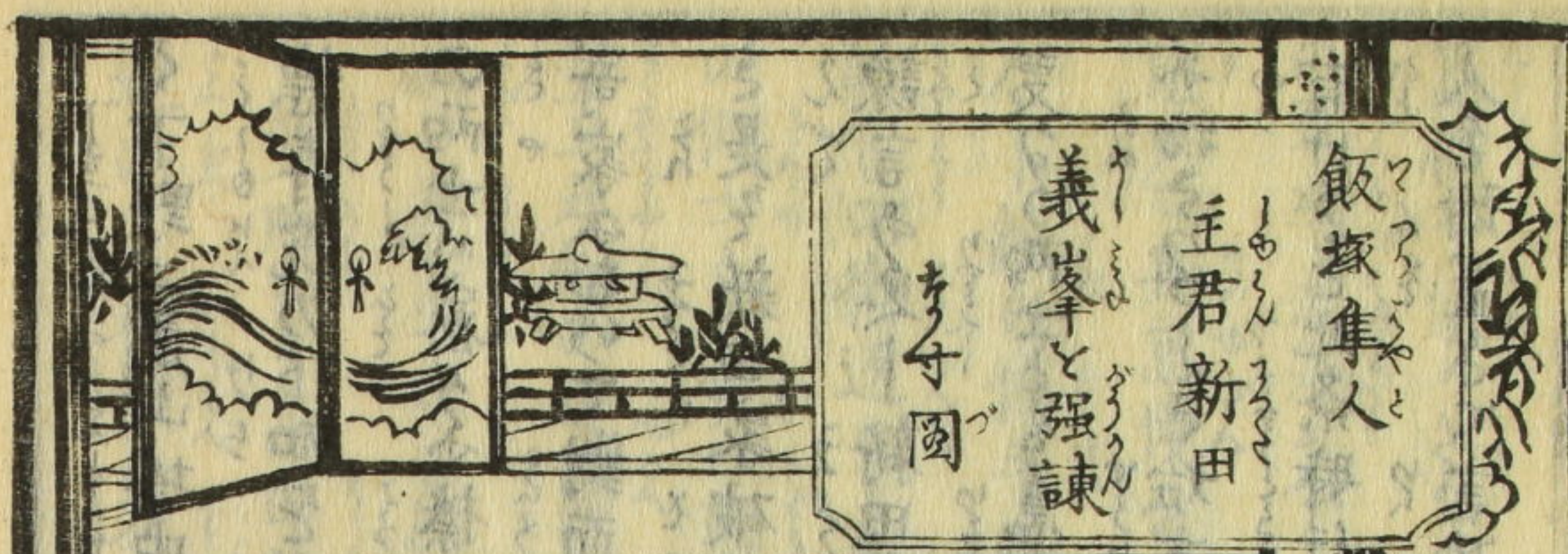
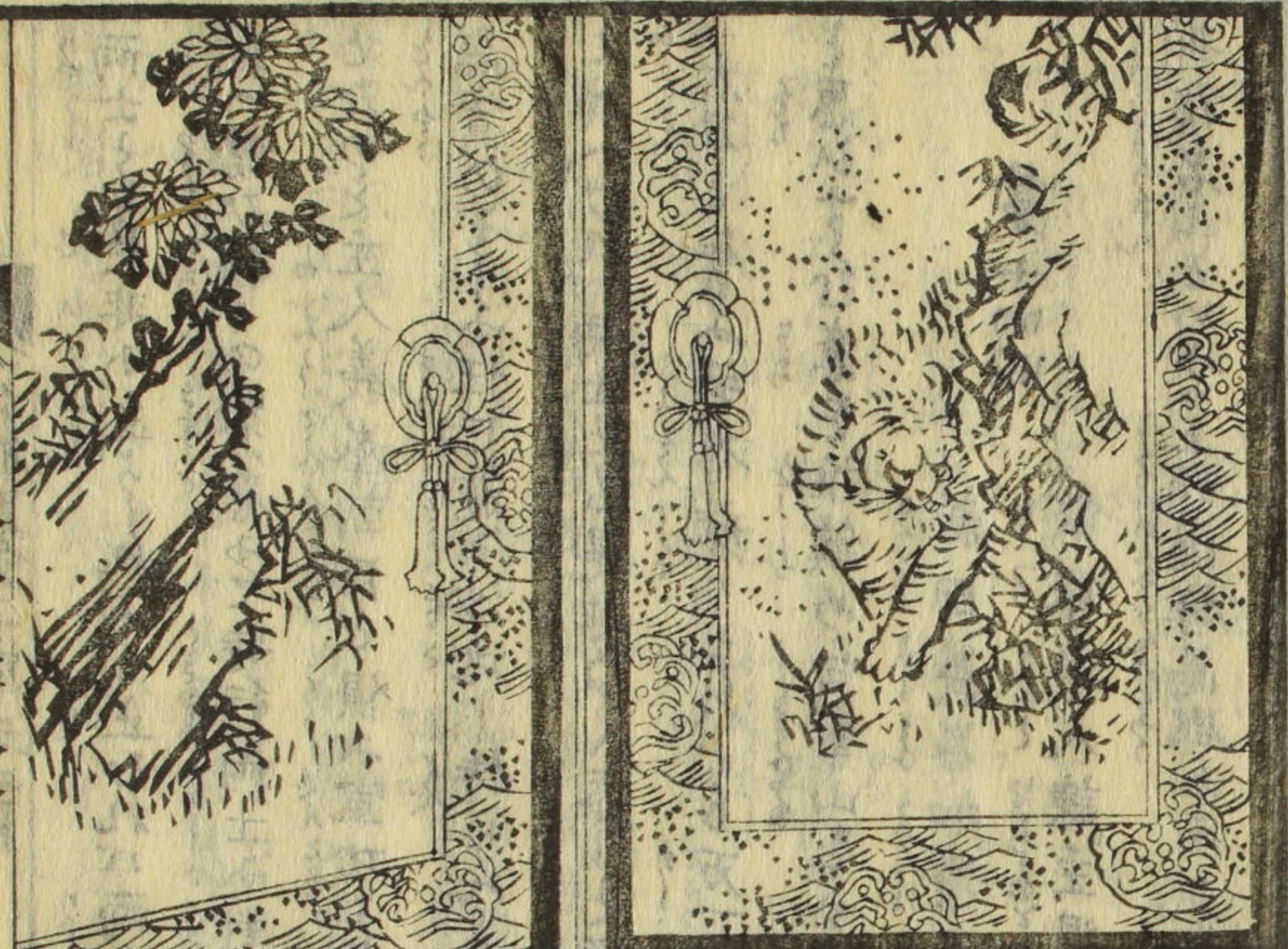
悉く以て是とせらるべし必らば能く行陣を志す和睦一優劣あつて所を得
 せしむべし賢臣を親んで小人を遠ざくるは是後漢の傾とらざる所以なり
 小人を親んで賢臣を遠ざくるは是後漢の傾とらざる所以なり先帝世
 小在せし時つひ小臣ととのみ此支を論んてふゆゑ曾て嘆息せし人い
 らばと述べられしとて其所存の通りをいふも了簡い人まづ今般北條
 時行が申越しし趣さへ偏不辞退しつゝひて然るや其つげの假令時行不
 御心をもちらるゝとも必定勝利あるん事覚束なりを天理不背ける催促
 りり當家へ北條家の為少の讐敵をいれや正慶二年御父義貞君のため不
 高時入道と下り類属一門郎等八百八十人東勝寺を以て自害し北條一門
 滅亡不及びし先君義貞君の為るべしや然るを時行假令獲參張儀

の弁をのつて君を欺た父兄の讐へ仇なりと御同心あつて足利家を滅亡不
 及びしといふ畢竟如童とての戯言を彼がくみ不餅不飼とんしする
 偽りの謀斗り軍織めて主の異言を察する時ハ乃し萌を覗るれば
 亘く存せし災禍をまひくの兆るれば御家の大吏必定なる人吏覚え
 以能く智謀を廻らされ使者を好不饗應あつて追付當方より返答あり
 んと御歸し以入事然るべしと言上ありければ何れも此儀も同一ておのく
 御前を立不らる義率愚將なるがゆへ不栗生左兵衛佐が諫言耳ふさうい
 其理非ならず獨り燕居不あつて思案せられしが意不叶もばやありけん側士
 の出頭する伊藤左近入江重左門徳田鷹之介の三士をまひと委細を密談
 ありらる左近が曰く北條相模守はさうの九代繁榮あり大慶の人救代

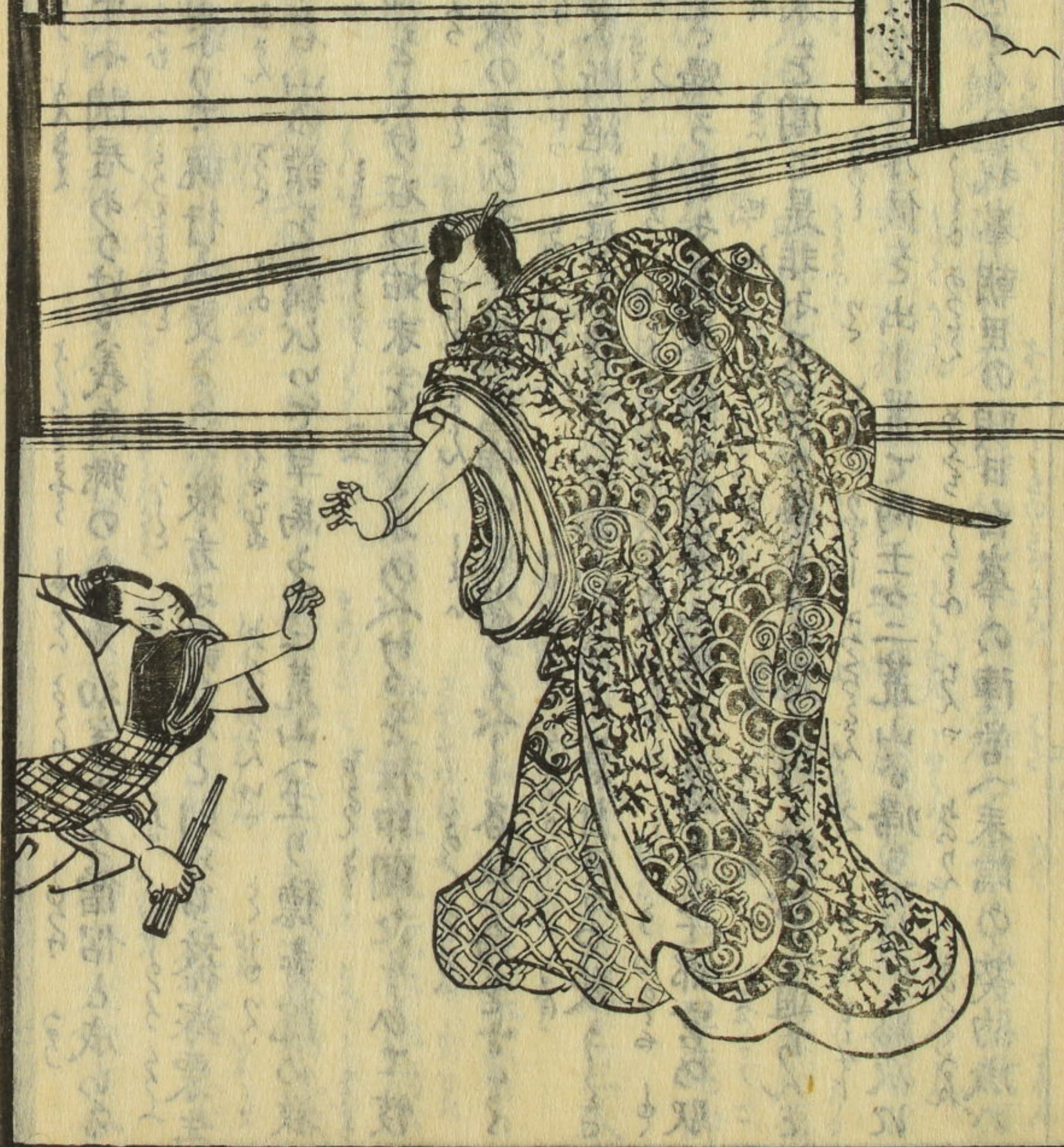
恩顧を蒙りたるの諸国小ひとて有て時行義兵の旗を揚るといつて救万
の軍卒走来る一然ふして味方加擔とて時行が勝利の後彼が腹心と
見せて其怠慢を見ざる一時行をうけて當家の代と復さんと手裏小有
ぞ一敵の偽斗小のつて偽斗小挫ぐの手術然るべしと諾さあつて早速御
許容の御返事を仰せられる北条時行感悦斜めらる思われんと三人
の側士とも異口同音小申ける義峯実小りと領掌あることを滅亡其基ひろ
翌旦承知の返簡をのりて北條が方へぞ贈らりける諸其後家老亦出席の
砌り義峯申されける愈北條方小一味をなし其旨書札を調へて今朝北條
が許へ贈らるの由物ぐる有る何とも驚きて免角了簡おも及むに急ぎ
退出して相談及びける亡君義貞君義興君の遺言ふりて藩中大小と云

く下野二荒山塔中小閑居ありける義興卿の舎弟幼年より僧侶と成り
徳寿院の下知を蒙りて執行すまられば彼方小訴へんと則ち篠塚粟生
の両士に密り小襟名山の館を竊びいで早馬めて二荒山へ至り徳寿院の救
寄家小あつて對面をとげ右の始末を具さふのべけるを法印聞たふひて悵
と是を新田家破滅の基ひを天魔鬼神の所為とて一各位一命をすて
諫言あふ一新田家断絶を好む希ふといふ吏的面小意付ざるや歎くこと
更らり兩士とも急ぎ歸る所小義峯卿へ白峯山趣きよりと宇都宮の駅
小物さつと始末を聞て是非及ばざる事とて思ひつて潜びて通らんと
有けるを北条時行小て斥候を出し置て兩士が二荒山へ歸ると待て路次
人を附置とて言せらるる義峯朝臣の明日白峯の陣營へ未臨の契約成ら

山崎闇斎



飯塚集人
主君新田
義峯と強諫
き守園



大正政録二巻之四

両士とも是非小立られよと止むれば両士色々と辞されども聞け無理不彼
 地へ誘ひ種々の饗應して時行兩士小對面一義兵の旗あげ援兵の後と段々
 とたの主人義峯朝臣と俱に軍功を尽さるべし天下を二分としておのくへ
 恩賞のぞみ任せ能ふ沙汰侍りんと太刀黄金を當座の引出物としてめぐ
 と興へければ兩士とも是非なく忝々と領掌志るがも取早堪忍成がごとく
 一太刀とちり野存頼りるれども万一仕損じらぬ主君義峯卿の御為いと
 と思ひすむ意を推鎮め白峯山をくろて榛名山二嶽へとぞ帰りける

第十四回

新田義峯加擔不義
 飯塚隼人諫主退身

抑榛名山とりて上野国群馬郡ふあり松枝駅をくろて三十余里遙くふ百里

の外小秀びより其高き事知るべし樹木蔚暢繁茂して溪のうがれ小徒が
 て往く松杉の道を狭きとむと百尺千章雲霄を于に復すむ更二三里
 突元として巨石路の傍小喚立て高く松杉の上小出て豈麻中の蓬は石耶
 抑松と杉石と興小抗うらんと欲はるる横えらるりのの雲ふくじて豁小臥
 毛屋梁の如く復道の如く尺蠖のまきと信んとするが如く愈登り愈出る
 焉謂巨象の如く狡視の如く虎蹲まる鳳の翔る如く神祠の巨石の間小有
 磴道樓門莊嚴とと殆んと廟貌を壓に靈神の彦友命とりの或ひは美満
 持命と曰山の上小池ありいりの沼とりの壯若の名所小て富士小似る山あり
 伊賀保富士とりの山中小大黒岩葛篔簹岩龜甲岩佛面岩俯臨岩亦あり
 維石岩々として奇の則り奇うらとりの又二嶽山の當榛名山の良小ありて

伊賀保より二里山径嶮岨とて二嶽山に至る此裾山山中なぐる絶つ小平
 原の地より此所山の半復と覺ゆ伊賀保湯治の客の中より痔疾痼症亦
 小苦しと腦りつハ爰小来り不そ死竹の杖を拾ふて吾志以所の平地小突立
 て石をりつて屢々打とて穴をうぐらして其竹を脱とて共小沸々と漏
 わぐる湯氣とららど熱し此所へ各位菓のまろく束ねるを蓋し敷てその
 上へ肛門をあてて平座し須更温りて側小宮し所の州舎小入て身を横小
 して憩ひまご今の如く肛門を温めて療療する爰終日幾度といふ限り
 思ひくろり無用話ハ扱置さ篠塚栗生の両長臣自宅小も立寄じし其
 終直小登堂して重臣る者を呼集めて徳寿院法印の心底議論の趣さ
 を委細小披露し當家の浮沉唯此一奉小極まり已小足利家小於ても當

家を斯爰慈をりつて扶持も置るも全く農祖人皇六上六代清和天皇
 七代の孫八幡太郎義家の二男新田加賀介義國七代の苗孫伊豫守義氏
 が嫡男大炊介義澄同弟讚岐守貞氏是足利尊氏が父小して同姓同統の
 因をりつて以前後醍醐天皇の御味方とて敵とりしりども表徴の新田
 先祖舎兄の血統るをりつて今かく一郡の領主として安逸る然るを是小
 及き警敵る北條小加擔ある時天理ふりとり人望然るる代當家の興廢
 唯この一奉小けつしり然るるの各位存念遠慮る申さるべし多分小ついで
 了簡りるべしと有けれ飯塚隼人をもみりて不佞熟案仕る小今般白奉
 山へ打とれし事以外の外不可之且を鎌倉管領の催促小隨がひりつ然也
 何れ近日北條時行當宮へ来るるべし是幸ひ小希ふ所なり當宮小於て

時行が頭を刎ね管領へ御注進あり莫太の御忠勤なるべし
 へ命でられしと義勇鉄壁を徹しを聞けり満座の諸士同小此儀を然
 るべしと一訣ありて飯塚隼人へ義峯の御前へ伺公あり諸臣存思を稔不達
 且ハ昔日西魏の魏豹許負とり人者ガ妄談欺ん漢の沛公を背ひて楚の
 項羽共一天下を三分せんと謀てし大臣周叔諫めける心を専し
 漢の事へもつ天の祐けあつて坐うごう魏国を保つて王爵の貴不居るべ
 人臣の望を恐らく其上あふべし妻り不言ことを信りかろく兵と起
 ろつ身を亡し家を失ひしを人々此一挙あり希く是を察しし人
 と諫むれば魏豹大に怒り吾今大儀をかりしを不斯不吉の言を出して吾
 心をとらぬ汝必らば漢の内通して吾を滅亡とくむ者なりと罵るを

周叔聞て臣久く大王の厚恩を蒙る安んぞ異心のあるまき今弔忠言を以
 てとれども敢て用ひらるべし後日必らば悔とまふこと魏豹まじく怒つ
 て左右に命して追出させける其後沛公の臣酈食其の故旧の情をかりて往
 て魏豹に説けるハ大丈夫ハ心兩持べし反覆をうぐは二心ありと疑ひ多
 くして敗北をとり反覆多きとれた事怪卒にして辱をとり大人をどめん楚不
 従がひ久しうしれし漢にふれり今心不平を懐うれて又謀反せんとんるんが
 故に反覆多きと怖らる敗闕ありん況や時の勢を論じれば楚の勢大いられ
 ども暴かして愚らうり漢の勢ひ微うられども寛うしして大智あり好し愚人ハ
 楚を強しとまれども智ある人ハ楚の了不滅びん漢の方ハ與人とを知つて其
 萌を見て與亡安危論むるを待ん青天白日の明らうる如くられども先ハ

漢事へすべし誠不斗りてを得たり今まも万全の漢をもとく危亡の楚不
 与んとして二心を懐きやあらん豈大丈夫の所為らんや疾く兵を調へて心
 を専らふして漢事へられんば自然不やとく富貴を保つて永く魏王乃位
 を失ふべしとてうろくべしとてども魏豹あてて従らざれば我已不此の如く思ひ立されん
 事てり心を動さんや縦ひ蒯縠張儀再び生れ来つて昼夜説とも此ころ
 移さざるべし先生言を費と更勿れとつてて郷生も叶はざるを見て榮陽へ
 を帰りたるが果士後灌嬰曹参の為不馬の上にて生捕れて終不頭を刎られり
 と漢土の例を引て希る君も東漢の管領ふをむと西楚の北条も同心あつ
 て頭を刎られりよと血の涙をまがんで諫言不及べども用ひられぬ刺さん
 強諫不及しゆ義舉立腹のあまもり討不せんとあるを篠塚栗生の西土
 ツヨク

か支へ止る不よろて飯塚三度つらめて身退く本文不従らぬ遂に兩長臣い
 子不
 告て妻子を誘ふひ鎌倉へ引越し流浪の身分とらり世を憚り高山甚内と
 改名し親子四人詔し世をらりしるも是非もあらず此後果して新田義舉
 北条時行も同心し足利持氏と一戦不わらび撃手の大将二階堂左門尉政行長
 尾但馬守景文兩大將のふら不生捕られ已不絶命不及んとらりつらると執事上杉
 民部大輔顕定の扱ふひよろて捨扶持として數百石を贈られふその苗裔
 高崎のやとら不連綿として有らり哉

近世 大川仁政録第二輯卷之四終
 美談

